

ごのへ訪問看護ステーション in さくら荘

訪問看護の利用料は、介護度に関係なく一律の料金であり厚生労働大臣の定めた額とし、法定代理受領サービスである場合の自己負担額は、負担割合証に示すとおり 1～3 割の額とします。その額は其々1 割の額の 2 倍・3 倍となります。

(1) 利用料金

		20 分 未満	30 分 未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間半 まで	緊急時訪問 看護加算	特別管 理加算	ターミナル ケア加算
厚生労働大 臣の定めた サービス利 用 料 金	介護 給付	3,140 円	4,710 円	8,230 円	11,280 円	I : 6,000 円/月	I : 5,000 円/月	25,000 円
	予防 給付	3,030 円	4,510 円	7,940 円	10,900 円	II : 5,740 円/月	II : 2,500 円/月	
自己負 担額 1 割の額	介護 給付	314 円	471 円	823 円	1,128 円	I : 600 円/月	I : 500 円/月	2,500 円
	予防 給付	303 円	451 円	794 円	1,090 円	II : 574 円/月	II : 250 円/月	
利用の 確認	共通	/	/	/	/	必要・不要	必要・不要	/

(2) 加算料金

初回加算	初回の月に (I) 350 円、又は (II) 300 円を加算
サービス提供体制強化 加算	1 回につき、次の料金を加算 I : 6 円 II : 3 円
看護体制強化加算	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制への加算。但し、定められた算定用件の基準に適合した月に算定することとする。 介護給付 : I : 550 円/月 II : 200 円/月 予防給付 : 一律に 100 円/月
口腔連携強化加算	従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合に算定。 1 カ月に 1 回に限り 50 円
専門管理加算	250 円/月
1 時間半以上の利用	・上記料金に 1 回につき 300 円を加算
夜間(18 時～22 時) 早朝(6 時～8 時)の利用	・上記料金の 1.25 倍 ・緊急時訪問看護加算を設定している場合は、同月内の 1 回は通常料金、2 回目以降は 1.25 倍
深夜 (22 時～6 時) の 利用	・上記料金の 1.5 倍 ・緊急時訪問看護加算を設定している場合は、同月内の 1 回は通常料金、2 回目以降は 1.5 倍
准看護師による提供	・上記料金の 90%

複数の看護職員による提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30分未満：上記料金に 254 円を加算 ・ 30分以上：上記料金に 402 円を加算
退院時共同指導加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関退院、老人保健施設退所時、当事業所看護師が共同指導を行った後に初回の指定の訪問看護を行った場合、1～2回 600 円を加算。初回加算対象の場合は算定しない。
看護・介護職員連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し特定行為業務（痰吸引・経管栄養）を円滑に行うための支援を行った場合、1月 250 円を加算。
4(8)②にかかる料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護事業所への支払いとなり、当訪問看護ステーションへの料金はありません。

なお、当事業所の通常実施地域を五戸町ですので、それ以外の地域の方は「中山間地域に居住する者へのサービス提供加算（所定単位数の 5%加算）」の対象となります。